

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第28回理事会

平成9年5月

平成9年5月28日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

第28回理事会（通常理事会）

【議 題】

第1号議案 平成8年度事業報告及び収支決算案承認の件

【報 告】

1、 第30回運営審議会報告

2、 その他

添付資料一覧

第28回 理事会

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

平成9年5月28日

- | | |
|-----------------|--------|
| ① 平成8年度事業報告書(案) | … 別添 |
| ② 第30回運営審議会速報 | … P,1 |
| ③ 韓国について | … 2～3 |
| ④ 台湾について | … 4～5 |
| ⑤ フィリピンについて | … 6 |
| ⑥ 理事長お手紙について | … 7 |
| ⑦ 市民運動のうごき | … 8～16 |
| ⑧ 基金関連報道記事 | … 別添 |

監 査 報 告 書

平成9年5月16日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
理 事 長 原 文 兵 衛 殿

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金
監 事

橋 本 豊 

平成8年4月1日から平成9年3月31日までの会計年度における会計及び業務の
監査行いましたので、その結果を次のとおり報告します。

1、監査方法の概要

- (1)会計監査については、帳簿並びに関係書類の閲覧、質問などにより、計算書類の正確性を検討した。
- (2)業務監査については、理事会及びその他の会議に出席し、関係書類の閲覧、理事の報告聴取などにより、業務執行の妥当性を検討した。

2、監査意見

- (1)収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支及び財産の状況を正しく示していると認める。
- (2)事業報告の内容は適正であると認める。
- (3)理事の職務執行に関する不整の事実認められない。

恒久平和調査会設置法案要綱

第一 目的

この法律は、今次の大戦及びこれに先立つ今世紀の一次の戦争において我が國の國事に与つた或れられた事柄の真相を明らかにするの目的を以て、その事實について我が國の調査を定めることとし、アジア地域の諸國等とはじめとする世界の諸國と我が國との信頼關係の増進を図り、もつて我が國の國際社会における名譽ある地位の保持及び恒久平和の實現に資するものとすることを旨とし、この法律を制定する。

第二 設置及び所掌事務等

(第一條關係)

- 1 この法律の目的を達成するため、總務府に、恒久平和調査会（以下「調査会」という。）を置くこと。
- 2 調査会は、次に掲げる事項について調査し、その結果を内閣總理大臣に報告するもの。
- ① 今次の大戦の原因の解明に資する事項

- ② 昭和六年九月十八日から昭和二十年九月二日までの期間（以下「戦前戦中期」という。）において我が國又は旧敵國軍の軍需輸入は國家の國事に与つた被害者の救済のために内地人以外の者に対して行われた使用その他の行為に關するもの並びにこれら行為の被害となつた者の救済の事實に關する事項

- ③ 戦前戦中期における旧敵國軍の軍需輸入は國家の國事に与つた女性に対する経済的かつ精神的な性的な行為の被害（以下「性的被害」という。）が行われた被害者の救済、性的被害を以てした被害者として女性を始め、被害するたために用いた女性、性的被害による被害の真相その他の性的被害の真相に關する事項

- ④ 戦前戦中期における旧敵國軍の軍需又は國家の國事に与つた行われた生物兵器及び化学兵器の開発、生産、貯蔵、配備、放棄、調査及び使用の事實に關する事項

- ⑤ ①②③④のまづに掲げたるもののほか、戦前戦中期において政府又は旧敵國軍の軍需輸入は國家の國事に与つた非人道的な行為により内地人以外の者の生命、身体又は財産に生じた被害の真相に關する事項
- ⑥ 戦前戦中期における戦争の被害者、身又は財産に生じた被害者について被害者に対して我が國が与つた救済及び賠償の事實に關し我が國が締結した条約その他の國際約束に關する事項

- 3 調査会は、調査中の事項について、内閣總理大臣に中間報告することとする。

- 4 調査会は、2の調査及び2又は3の報告を行つた場合には、關係人の名譽を害するものがないこと

十分に配慮しなければならぬこと。

5 内閣総理大臣は、2又は3の報告を受けたときは、これを国会に報告するとともに、一般に公表しなければならぬこと。

第三編

調査金は、職員二十人以内で組織すること。

附四
書

（第二條關係）

- 1 委員は、半額又は総額のある者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命すること。
- 2 1の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、1の規定にかかわらず、1に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができること。
- 3 2の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならないこと。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を免職しなければならないこと。

2 1の場合に於いて、國金の閉會又は衆議院の解散のために兩議院の同意を得ることができないときは、内閣總理大臣は、1の規定にかかわらず、1に定める資格を有する者のうちから、議員を任命すること及び解任すること。

2. の場合においては、任命後最初の開会で閣議院の事後の承認を得なければならないこと。この場合において、閣議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならないこと。

4. 内閣總理大臣は、議員が禁治産、準禁治産若しくは破産の宣告を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その議員を罷免しなければならないこと。
- 内閣總理大臣は、議員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は議員に職務上の義務違反その他議員たるに堪えない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その議員を罷免することができること。
- 議員は、職務上知ることのできた秘密を漏らすてはならないこと。その罪を犯した者は同罪とする」と。

義務違反その他の他責事由に属しない非行があるを認めるときは、監禁刑の宣告をせず、その罰金を減免するに止むべきものなり。

「貴族は、貴族上院をいふのでまた貴族をいふのはならぬ」と。その貴族は、たゞ貴族とすべしと。

7 賛成は、非常論とするところと。

第五 食

(第四卷)

- 1 調査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定めること。
- 2 会長は、会務を総導し、調査会を代表すること。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理すること。

2 金貨は、金貨を製造し、國庫券を代換する云々。

3 金貨に事故があるときは、あらかじめその指をする連署が、その賠償を代償すること。

第六 資料提出その他の協力等

- 1 関係行政機関の長は、調査会の求めに応じて、資料の提出その他の協力をしなければならないこと。
- 2 調査会は、その所定事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対して、資料の提出その他の必要な協力を求めることができること。
- 3 調査会は、その所定事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、外国政府、国際機関、国外にいる関係人、第二の二に掲げる事項について被験人は経験のある者その他の一及び二に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができること。
- 4 調査会は、その所定事務を遂行するため必要があると認めるときは、公庫金を開くことができること。

第七 事務局

(第六条関係)

- 1 調査会の事務を統括するため、調査会に事務局を置くこと。
- 2 事務局に、事務局長のほか、所定の職員を置くこと。
- 3 事務局長は、会長の命を受けて、調査会を統括すること。

(第十條関係)

第八 報告への責任

この法律に定めるもののほか、調査会に関する必要な事項は、政令で定めること。

(第八條関係)

第九 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 3 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

「戦時性的強制被害者に対する 金等の支給に関する法律案」概要

立法事実

- 1 日本政府によるいわゆる「従軍慰安婦」被害者に対する一定の謝罪・事実の承認が行われた事実。
- 2 然るべき機関の国民性調査結果（「慰安婦」について国・軍の責任を認める者が認めない者の五倍）
- 3 「女性のためのアジア平和国民基金」の医療福祉事業への反響・受け取り拒否の事実。被害者及び被害国政府が受け入れ可能な仕組みを作る必要がある。
- 4 外務省高官が、「立法府の判断を前提とした上で、責任的履行を果たすための経済的給付（寄付）ならば可能である」と発言した事実。
- 5 国連人権委員会、国際労働機関専門委員会等に対し、速切に国内措置を行う必要性。

概要

一 ○○金の支給

- 1 政府は、人道的精神に基づき、戦時性的強制被害者に対して○○金を支給する。
- 2 ○○金の額は、戦時性的強制被害者一人につき、300万円とする。

二 支給のための規定

- 1 ○○金の受給物の規定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、内閣総理大臣が行う。
- 2 1の規定の権限は、日本赤十字社に委任することができる。

三 支給方法

- 1 ○○金は、日本赤十字社が戦時性的強制被害者の関係国の政府機関または赤十字社等を通じて支給するものとする。
- 2 日本赤十字社は、戦時性的強制被害者の関係国の政府機関または赤十字社等と支給に関する取決めを締結するものとする。

四 財源

- 1 ○○金の支給は、女性のためのアジア平和国民基金の「医療・福祉事業予算」を充てる。

女性の名誉と尊厳を回復するための法律案
戦時性的強制被害者に対する経済的給付に関する法律案

(趣旨)

第一条 この法律は、人道的精神に基づき、戦時性的強制被害者に対し、道義的見地から責任的履行を果たすための経済的給付を行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 戦時性的強制被害者 今次の大戦における旧日本陸海軍の直接又は間接の関与による女性に対する組織的かつ継続的な性的な行為の強制の被害者をいう。

二 経済的給付 政府が、戦時性的強制被害者に対し、身体的、精神的及びその他の現状回復のために支払う行為をいう。

(経済的給付)

第三条 政府は、戦時性的強制被害者に対し、三〇〇万円の経済的給付を行う。

2 政府は、平成九年度から、前項の給付のために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 前項の給付の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(経済的給付のための給付)

第四条 経済的給付を受ける権利の給付は、これを受けようとする者の請求に基づいて、内閣府長官が行う。

2 前項の給付による給付の給付は、日本赤十字社に委任することができる。

(給付方法)

第五条 第三条第二項の規定により附せられた措置に基づき、日本赤十字社は戦時性的強制被害者の関係にある救護及び社会福祉活動を業務とする機関を通じて、経済的給付を行うものとする。

2 日本赤十字社は、戦時性的強制被害者の関係にある救護及び社会福祉活動を業務とする機関と給付に関する取決めを締結するものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、公布の日から起算して二十年を経過した日にその効力を失う。

1997年3月28日

ラディカ・クマラスワミ女史
国連人権委員会
「女性に対する暴力に関する」特別報告者

親愛なるクマラスワミ様へ

日本が第二次大戦前線中に引き起こした従軍慰安婦その他の問題に対する、我が党の政策と私の姿勢をお伝えしたく、筆を執らせていただきました。1996年1月にあなたが提出された報告書は、我々の政策決定に非常に大きな影響を与えました。

まず、第一に民主党は今140閣議会に「包括的に歴史的事実を調査するための委員会を設置する法律案」を提出いたします。

この委員会は、第二次大戦に至る経過、戦時中の事実（従軍慰安婦、強制連行、化学兵器・生物兵器等）、これまでに我が国が認めてきた戦後補償のあり方について、包括的に検証するものです。

与党が保守党（自民党）であり、旧日本帝國が加害者であるという見方をする議員が与党に多いので、国内の政治状況は必ずしも芳しくありません。しかし、法案が通ることは可能です。というのは、我々と正反対の戦時中の出来事に関する考え方、歴史認識をしている何人かの与党議員が、自分達の考え方を正当化するために、調査会を設置するよう主張しているのです。

第二に、私は自分の事務所、政府が暫定的に「元従軍慰安婦の被害者に対して一時金を支給するための法案」を準備しています。

あなたが元従軍慰安婦問題について最新の状況を反映させて、再び報告書を出されることを望みます。

敬 具
(署名)
岡中 甲

「戦時性的強制被害者に対する 金等の支給に関する法律案」概要

立法事実

- 1 日本政府によるいわゆる「従軍慰安婦」被害者に対する一定の謝罪・事実の承認が行われた事実。
- 2 然るべき機関の国民世論調査結果（「慰安婦」について国・軍の責任を認める者が認めない者の五倍）
- 3 「女性のためのアジア平和国民基金」の医療福祉事業への反発・受け取り拒否の事実。被害者及び被害国政府が受け入れ可能な仕組みを作る必要がある。
- 4 外務省高官が、「立法府の判断を前提とした上で、責任的履行を果たすための経済的給付（寄付）ならば可能である」と発言した事実。
- 5 国連人権委員会、国際労働機関専門委報告等に対し、適切に国内措置を行う必要性。

概要

一 ○○金の支給

- 1 政府は、人道的精神に基づき、戦時性的強制被害者に対して○○金を支給する。
- 2 ○○金の額は、戦時性的強制被害者一人につき、300万円とする。

二 支給のための規定

- 1 ○○金の受給権の規定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、内閣総理大臣が行う。
- 2 1の規定の権限は、日本赤十字社に委任することができる。

三 支給方法

- 1 ○○金は、日本赤十字社が戦時性的強制被害者の国籍国の政府機関または赤十字社等を通じて支給するものとする。
- 2 日本赤十字社は、戦時性的強制被害者の国籍国の政府機関または赤十字社等と支給に関する取決めを締結するものとする。

女性の名誉と尊厳を回復するための法律案
戦時性的強制被害者に対する経済的給付に関する法律案

(趣旨)

第一条 この法律は、人道的精神に基づき、戦時性的強制被害者に対し、道義的見地から責任的履行を果たすための経済的給付を行うために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 戦時性的強制被害者 今次の大戦における旧日本陸海軍の直接又は間接の関与による女性に対する組織的かつ継続的な性的な行為の強制の被害者をいう。
- 二 経済的給付 政府が、戦時性的強制被害者に対し、身体的、精神的及びその他の原状回復のために支払う行為をいう。

(経済的給付)

第三条 政府は、戦時性的強制被害者に対し、三〇〇万円の経済的給付を行う。

2 政府は、平成九年度から、前項の規定のために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

3 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(経済的給付のための裁定)

第四条 経済的給付を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、内閣総理大臣が行う。

2 前項の規定による裁定の権限は、日本赤十字社に委任することができる。

(給付方法)

第五条 第三条第二項の規定により講ぜられた措置に基づき、日本赤十字社は戦時性的強制被害者の国籍国にある救護及び社会福祉活動を業務とする機関を通じて、経済的給付を行うものとする。

2 日本赤十字社は、戦時性的強制被害者の国籍国にある救護及び社会福祉活動を業務とする機関と給付に関する取決めに締結するものとする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、公布の日から起算して二十年を経過した日にその効力を失う。

平成9年4月15日

与党議員との懇談について（案）

懇談の主旨について

- ・今国会を通じて、河野内閣官房長官談話（93年8月4日）などへの不満が与党自民党の国会議員から出ている。一方、野党民主党からは、過去の戦争の真相究明にむけての調査会を設置することが必要だということで議員立法提出の動きがある。国会の場においてもただ蒸し返しの議論が行われている。
- ・これらの状況を踏まえ、「産みの親である」与党議員の方々に、基金事業の現状についてご報告を申し上げ、今後とも力強い支援と協力を要請したい旨の懇談会を行いたい。

与党へのアプローチについて

- ・懇談会のセットについては、虎島和夫、上原康助議員にご相談し協力をお願いしたい。

懇談を希望したい与党関係者

- ・与党戦後50年問題プロジェクト及び「従軍慰安婦問題等小委員会」関係
虎島和夫（当時自民党座長）、武部勤（自民党）、上原康助（当時社民党座長）、狩野安（自民党）
- ・女性のためのアジア議員連盟関係
三塚博会長（大蔵大臣）、上原康助会長代行（社民党）、虎島和夫副会長（自民党）、荒井広幸事務局長（自民党）、武部勤幹事長（自民党）、森喜朗自民党総務会長（当時自民党幹事長）、清水澄子（社民党）
- ・元村山内閣関係
村山富市元総理（前社民党党首）、河野洋平元副総理・外相（前自民党総裁）、武村正義元大蔵大臣（前さきがけ代表）
- ・与党幹部関係
加藤紘一自民党幹事長（当時政調会長）、山崎拓自民党政調会長、土井たか子社民党党首（当時衆議院議長）、伊藤茂社民党幹事長、岡田博之さきがけ代表幹事（当時内閣官房副長官）、堂本暁子さきがけ議員団座長

日時・場所

- ・平成9年 月 日（ ） 時より 国会内議員会館

「慰安婦」関係資料委員会名簿

顧問 衛藤 清吉 元亜細亜大学学長

委員長 高崎 宗司 津田塾大学教授

齋庭 孝典 杏林大学教授

浅野 豊美 東京大学大学院博士課程

我部 政男 山梨学院大学教授

倉沢 愛子 名古屋大学大学院教授

後藤 乾一 早稲田大学教授

高橋 祥起 徳島文理大学教授

橋本 ヒロ子 十文字学園女子大学助教授

秦 郁彦 千葉大学教授

波多野 澄雄 筑波大学教授

和田 春樹 東京大学教授

1、調査研究事業

①防衛庁

研究者 波多野澄雄筑波大学教授
テーマ 陸軍の衛生業務に関する金原節三資料および大塚史郎資料の調査研究
期 間 2月23日から3月31日

②沖縄

研究者 我部政男山梨学院大学教授
テーマ 防衛庁戦史室蔵の沖縄関係文書の慰安婦関係書類の資料調査研究
期 間 3月10日から3月31日

③アメリカ

研究者 浅野豊美東京大学博士課程
テーマ 慰安婦一般に関する資料調査研究（米国ワシントン、ナショナルアーカイブでの台湾関係の慰安婦の資料）
期 間 3月1日から3月31日

2、出版事業

①文献目録

タイトル 「慰安婦」関係文献目録
体 裁 A5版 ハードカバー 約200頁
定 価 約2,500円
発 行 ぎょうせい
編 集 アジア女性基金編
発行部数 2,500部プラスアルファ
基金買上げ部数
2,500部（検討中）

②政府発表資料

タイトル 「慰安婦」問題・政府調査資料集
体 裁 A5版・上製・カバー 全5巻
定 価 各巻20,000円
発 行 龍溪書舎
編 集 アジア女性基金編
発行部数 300部プラスアルファ
基金買上げ部数
120部
完 成 1, 2, 3巻 4月末
4, 5巻 6月末

3、「慰安婦」関係資料委員会の委員任期について

「慰安婦」関係資料委員会は、昨年（平成9年）の10月に別紙のメンバーで発足し、活動してきたが、その任期を、あらためてアジア女性基金の理事、運営審議委員の任期にあわせて、平成9年4月1日から平成11年3月31日とする

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金事務処理規則新旧対照表

現 行	変 更 案								
(事務局の組織) 第2条 本団体の事務局に総務部、業務第一部及び業務第二部を置く。	(事務局の組織) 第2条 本団体の事務局に総務部、<u>渉外部</u>、業務第一部及び業務第二部を置く								
別表第一 (第2条関係)	別表第一 (第2条関係)								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>分 掌 事 項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td><td> ① 理事会等に関する事 ② 文書に関する事 ③ 職員の人事に関する事 ④ 事務局の組織に関する事 ⑤ <u>渉外に関する事</u> ⑥ 予算及び決算に関する事 ⑦ 資金計画及び資金操作に関する事 ⑧ 収入及び支出の命令に関する事 ⑨ 契約に関する事 ⑩ 金銭及び物品の出納保管に関する事 ⑪ 他の部の所掌に属さない事 </td></tr> </tbody> </table>	部	分 掌 事 項	総務部	① 理事会等に関する事 ② 文書に関する事 ③ 職員の人事に関する事 ④ 事務局の組織に関する事 ⑤ <u>渉外に関する事</u> ⑥ 予算及び決算に関する事 ⑦ 資金計画及び資金操作に関する事 ⑧ 収入及び支出の命令に関する事 ⑨ 契約に関する事 ⑩ 金銭及び物品の出納保管に関する事 ⑪ 他の部の所掌に属さない事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th><th>分 掌 事 項</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td><td> ① 理事会等に関する事 ② 文書に関する事 ③ 職員の人事に関する事 ④ 事務局の組織に関する事 ⑤ 予算及び決算に関する事 ⑥ 資金計画及び資金操作に関する事 ⑦ 収入及び支出の命令に関する事 ⑧ 契約に関する事 ⑨ 金銭及び物品の出納保管に関する事 ⑩ 他の部の所掌に属さない事 </td></tr> </tbody> </table>	部	分 掌 事 項	総務部	① 理事会等に関する事 ② 文書に関する事 ③ 職員の人事に関する事 ④ 事務局の組織に関する事 ⑤ 予算及び決算に関する事 ⑥ 資金計画及び資金操作に関する事 ⑦ 収入及び支出の命令に関する事 ⑧ 契約に関する事 ⑨ 金銭及び物品の出納保管に関する事 ⑩ 他の部の所掌に属さない事
部	分 掌 事 項								
総務部	① 理事会等に関する事 ② 文書に関する事 ③ 職員の人事に関する事 ④ 事務局の組織に関する事 ⑤ <u>渉外に関する事</u> ⑥ 予算及び決算に関する事 ⑦ 資金計画及び資金操作に関する事 ⑧ 収入及び支出の命令に関する事 ⑨ 契約に関する事 ⑩ 金銭及び物品の出納保管に関する事 ⑪ 他の部の所掌に属さない事								
部	分 掌 事 項								
総務部	① 理事会等に関する事 ② 文書に関する事 ③ 職員の人事に関する事 ④ 事務局の組織に関する事 ⑤ 予算及び決算に関する事 ⑥ 資金計画及び資金操作に関する事 ⑦ 収入及び支出の命令に関する事 ⑧ 契約に関する事 ⑨ 金銭及び物品の出納保管に関する事 ⑩ 他の部の所掌に属さない事								
以下 略	<table border="1"> <tr> <td><u>渉外部</u></td><td><u>渉外に関する事</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">以下 略</td></tr> </table>	<u>渉外部</u>	<u>渉外に関する事</u>	以下 略					
<u>渉外部</u>	<u>渉外に関する事</u>								
以下 略									

現 行	変 更 案														
別表第二（第12条関係） <table border="1"> <tr> <th data-bbox="304 434 707 555">区 分</th><th data-bbox="707 434 791 555">記号</th></tr> <tr> <td data-bbox="304 555 707 741">業務第一部及び業務第二部の 所掌に属する文書</td><td data-bbox="707 555 791 741">基業</td></tr> <tr> <td data-bbox="304 741 707 862">その他の文書</td><td data-bbox="707 741 791 862">基総</td></tr> </table>	区 分	記号	業務第一部及び業務第二部の 所掌に属する文書	基業	その他の文書	基総	別表第二（第12条関係） <table border="1"> <tr> <th data-bbox="848 434 1251 555">区 分</th><th data-bbox="1251 434 1335 555">記号</th></tr> <tr> <td data-bbox="848 555 1251 689"><u>渉外部の所掌に属する文書</u></td><td data-bbox="1251 555 1335 689"><u>基渉</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="848 689 1251 869">業務第一部及び業務第二部の 所掌に属する文書</td><td data-bbox="1251 689 1335 869">基業</td></tr> <tr> <td data-bbox="848 869 1251 990">その他の文書</td><td data-bbox="1251 869 1335 990">基総</td></tr> </table>	区 分	記号	<u>渉外部の所掌に属する文書</u>	<u>基渉</u>	業務第一部及び業務第二部の 所掌に属する文書	基業	その他の文書	基総
区 分	記号														
業務第一部及び業務第二部の 所掌に属する文書	基業														
その他の文書	基総														
区 分	記号														
<u>渉外部の所掌に属する文書</u>	<u>基渉</u>														
業務第一部及び業務第二部の 所掌に属する文書	基業														
その他の文書	基総														

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、財団法人女性のためのアジア平和国民基金以下(「基金」という。)寄附行為第41条第4項の規定に基づき、本基金の事務処理の基準を定め、適正な事務処理の実施を図ることを目的とする。

第2章 組織

(事務局の組織)

第2条 本基金の事務局に総務部、業務第一部及び業務第二部を置く。

2 部の名称及び分掌事務は、別表第一に定めるとおりとする。

(職制)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長、部長のほか所要の職員を置く。

(事務局長)

第4条 事務局長は、事務局の事務を掌理する。

2 事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けているときは、事務局次長がその職務を行う。

(職員の職務権限)

第5条 部長は、それぞれの部の事務を掌理する。

(職員の任免及び職務の指定)

第6条 職員の任免及び職務の指定は、理事長が行う。

第3章 事務処理

(文書による処理)

第7条 事務の処理は、文書又は磁気媒体によって行うことを原則とする。

(事務の決裁)

第8条 事務は、担当者が立案し、当該部長を経て、事務局長の承認を受けて施行する。ただし、重要な事務は、文書により理事長の決裁を経なければならない。

2 理事長及び事務局長の決裁を要する文書は、すべて総務部を経由しなければならない。

(緊急を要する事務の決裁)

第9条 緊急を要する事務で重要でないものは、当該部長の承認を得て処理することができる。ただし、この場合においては、遅滞なく事務局長の事後承認を得なければならない。

(代決)

第10条 理事長又は事務局長が出張その他の事故による不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、事務局次長又は決裁権者のあらかじめ指定する者が決裁することができる。

2 前項の規定により代決した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

(帳簿)

第11条 文書の取扱いに必要な簿冊として次の帳簿を備えるものとする。

- (1) 文書受付簿
- (2) 文書発送簿
- (3) 文書件名簿

2 帳簿は、年度ごとに更新するものとする。

(文書記号等)

第12条 受付文書及び施行文書は、記号及び番号を付さなければならない。

2 記号は、別表第二に定めるところによるものとし、番号は記号ごとに毎年4月1日をもって更新する。ただし、同一事案に関するものは、同一番号の枝番号を用いることができる。

(文書の受付)

第13条 本基金に到達した文書は、すべて総務部において收受し、文書受付簿に必要事項を記載しなければならない。

(文書の発送)

第14条 発送文書の成案は、総務部において捺印し、文書発送簿に必要事項を記載した上、遅滞なく発送しなければならない。

(文書の整理保存)

第15条 事務の処理が終わった文書（以下「完結文書」という。）は、完結月日の順に整理し、かつ、文書件名簿に記載し、前年度の完結文書は、各類別別に整理保存する。この場合において、この規則又は別に定めるところにより、文書により保存することを必要とするもの以外は磁気媒体により整理保存することができる。

(文書の保存期間)

第16条 文書の保存類目及び保存期間は、次による。

永久保存

- (1) 財団法人としての設立許可後の設立許可書
- (2) 理事会及び評議員会に関する書類
- (3) 登記に関する書類
- (4) 予算及び決算に関する書類
- (5) 財産に関する書類

(6) 契約に関する書類

10年保存

(1) 役員に関する書類

(2) 会計諸帳簿及び書類

(3) 重要な調査に関する書類

(4) 証明に関する書類

5年保存

(1) 業務に関する書類

(2) 文書收受発送に関する書類

(3) その他の書類

第4章 資産及び会計

(会計処理)

第17条 本基金の資産及び会計処理に関しては、別に定める。

第6章 雑則

(総則)

第18条 この規則に定めるもののほか、事務処理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、財団の設立の日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、当分の間、事務局に置かれる部は総務部及び業務部の二とし、その分掌は、総務部においては別表第一に掲げる総務部の事務を、業務部においては別表第二に掲げる業務第一部及び業務第二部の事務をそれぞれ分掌するものとする。

別表第一 (第2条関係)

部	分 掌 事 務
総 務 部	① 理事会等に関する事 ② 文書に関する事 ③ 職員の人事に関する事 ④ 事務局の組織に関する事 ⑤ 渉外に関する事 ⑥ 予算及び決算に関する事 ⑦ 資金計画及び資金操作に関する事 ⑧ 収入及び支出の命令に関する事 ⑨ 契約に関する事 ⑩ 金銭及び物品の出納保管に関する事 ⑪ 他の部の所掌に属さない事
業務第一部	① 運営審議会に関する事 ② いわゆる元従軍慰安婦の方々に国民的な償いを表す事業の実施に関する事 ③ 女性の名誉と尊厳を侵害する犯罪などの行為を防止する事業及び女性の名誉と尊厳を尊重する社会を築こうとして行われる事業の実施又はその支援に関する事 ④ 名誉や尊厳を侵害された女性に対する医療の充実、福祉の増進、社会的地位の向上等のための事業の実施又はその支援に関する事 ⑤ その他基金の事業に関する事で、業務第二部の所掌に属しない事
業務第二部	① 女性の名誉と尊厳を守ることの重要性に関する普及、啓発に関する事 ② 女性の名誉と尊厳を侵害する行為の実態若しくは女性の名誉と尊厳を尊重する社会を築く方法についての調査研究又はその支援に関する事

別表第二 (第12条関係)

区 分	記 号
業務第一部及び業務第二部の所掌に関する文書	基業
その他の文書	基総

FAX FROM AWF

アジア女性基金事務局

東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックス 電話 03-3583-9346 ファクス 03-3583-9347

送信先 アジア女性基金関係各位
発信元 アジア女性基金事務局
別紙 枚

1997年4月16日 水曜日

韓国プレスとの懇談 参加のご要請

プレス(記者ら)が来日、アジア女性基金として懇談をいたします。

韓国政府外務部(外務省)詰め記者13人(外務部担当者一人)です。

ぜひともご参観加いただきますようお願いいたします。

話題は、1月の韓国での「実施」、人権委韓国政府スピーチ(勧告、自主的措置)、
日本で起きている種々の議論をめぐって…などではないかと思われます。

記

○日時 1997年4月22日(火曜日)
午後3時～4時半予定

○会場 都内ホテルか 未定(追ってお知らせします)
(飲み物用意)

○出席 ●韓国
京郷日報、国民日報、東亜日報、朝鮮日報、中央日報、韓国日報
KBS(韓国放送公社)、MBC(文化放送)、SBS(ソウル放送)、BBS(ラジオ)
CBS(ラジオ)、内外経済新聞、韓国経済新聞 (各1人、13人)
+ 外務部公報課1人
●アジア女性基金 (現地でもお問い合わせください)
野中邦子 和田春樹

○通訳 外務省からつきます

「慰安婦」問題に関する広報、啓発ビデオ製作について

1 趣旨

- (1) アジア女性基金の活動は、従軍慰安婦問題、今日的な女性問題と広範囲でかつ国民に理解と協力を求めていかなければ成果をあげることがむずかしいものである。

アジア女性基金においては、広報、啓発ビデオを、アジア女性基金の設立の経緯趣旨、日常の活動について紹介するもの／「慰安婦」問題の理解を深めるもの／、今日的な女性問題への取り組みのためのもののそれぞれについて製作し、アジア女性基金の活動に関する広報活動を強めていくものとする。

なお、既存ビデオの収集、新規収録等については極力重複を避けるよう調整を図るものとする。

- (2) この企画においては、上記(1)のビデオ製作につき、「慰安婦」問題の理解を深めるものに関するものについて定めるものとする。

2 製作の方法

- (1) 製作は委託により行う。
- (2) ○ 受託会社の下にアジア女性基金の広報又は尊厳事業担当者ならびに基金関係者以外の専門家によるワーキンググループを構成する。
○ 現地の専門家やプロダクション関係者をワーキンググループメンバーとすることに留意する。
○ ワーキンググループは、製作の目的、対象、方法、取材協力等について協議し、製作全体に対して受託会社へ助言する。
- (3) ○ 「慰安婦」問題に関するビデオ製作のために、既存のビデオ作品、素材テープを収集する。
○ 証言者のインタビュー取材、周辺の取材、現場の保存取材等収録を行う。
○ 収集、収録に当たっては現地の専門家、プロダクションとの共同作業として行うものとする。
○ 証言者等が高齢であることを考慮し、できるだけ早急に実施可能なところから実施する。
- (4) ○ (3)で収集、収録したビデオ作品、素材テープ等を活用して製作する。
○ 製作に当たっては、広報対象者等を考慮して複数製作する。
○ 外国にも配布できるよう訳語等を考える。 バーフツ／モ
○ 現地の専門家、プロダクションとの協力又は共同作業となるように努める。

3. 著作権、肖像権等の処理

- 1) 受託会社は、ワーキンググループの助言を得て、上記の方法で集めた収集・収録したテープの著作権、肖像権等の権利関係をクリアする。
- 2) 完成した広報・啓発ビデオは、アジア女性基金が著作権を有する。その使用および収録した素材テープの使用に関しては、取材対象者の意志を尊重して、アジア女性基金が管理し、使用については協議して決定する。

4. 配布

完成した広報・啓発ビデオは、国内の対象者に配布する。また、アジア諸国の言語版も作成し国外でも広く配布し活用する。

予定表

平成8年度

2—3月

既成ビデオ、素材テープの買い取り、現地との打ち合わせ、
現地での収録

平成9年度

4—6月

証言および周辺の取材、収録、収集

6月

ビデオ制作

8月

国内配布開始

11月

国外配布

台湾の元「従軍慰安婦」の方々に対するアジア女性基金の事業について

1997年5月2日

財団法人女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）は、元「従軍慰安婦」の方々に対して、①償いの気持ち（償い金）のお届け及び、②日本政府の資金による医療福祉支援事業をお届け致します。これらの事業は、韓国、フィリピンで既に開始されています。

日本国民からの償いの気持ち

アジア女性基金は、元「従軍慰安婦」の方々に対し、償いの気持ち（償い金）として、日本国民からの募金を原資として、お一人当たり200万円をお届けします。償い金は、日本政府の補償の肩代わりとして、受け取っていただくというものではありません。元「従軍慰安婦」として心身にわたり癒しがたい傷を負われた方々に対して責任を感じる日本国民が、「償い」の気持ちを表現するものに他なりません。

日本国の内閣総理大臣としての、真摯なお詫びと反省

償い金をお届けする際には、お一人お一人に対して、日本国政府を代表して内閣総理大臣より、真摯な「お詫びと反省」を表明する手紙をお届けします。

日本政府の資金による医療福祉支援事業

元「従軍慰安婦」の方々に対する医療・福祉支援事業は、日本国政府が犠牲者への道義的責任を誠実に果たすために、日本政府の資金によりアジア女性基金を通じて行うものです。アジア女性基金として、元「従軍慰安婦」の方々に直接・具体的に役立つ方法で実施した、償い金と併せておられます。①住宅改修、②介護サービス、③医療・医薬品補助、その他、犠牲者の方々の個人ご事情と要望に応じて、5年間で一人当たり総額300万円規模（初年度は最高228万円規模と、2年目からは毎年18万円規模）で実施されます。

元「従軍慰安婦」の方々のもとに、一日も早くお届けしたい

アジア女性基金は、元「従軍慰安婦」ご本人のご意向を尊重し、アジア女性基金の事業を受け入れてもよいと判断された方に、一日も早く日本国民の償いの気持ちをお届けしたいと考えております。なお、償い金の受け取りに際し、「訴訟を提起しない」等の条件を求められることは一切ありません。

アジア女性基金事業受け取りの手続

- ▼対象者 台湾当局ないしは台湾当局が認定作業を委託する団体により元「従軍慰安婦」として認定を受けておられ、アジア女性基金の事業を受け入れることを希望される方
（注）上記に該当する方で1995年7月19日（アジア女性基金設立日）時点で存命し、その後亡くなられた方は、その配偶者および子は、償い金のみを受けとることができます。
- ▼受付期間 1997年5月2日より5年間
- ▼問い合わせ先 萬国法律事務所
住所：台北市仁愛路三段136 號芙蓉大樓15樓
☎ 02-755-7366 内線150（毎週月曜～金曜 9時～17時）
Fax 02-755-6486/707-2299

事業の対象者として該当されると思われる方は、上記の窓口にお問い合わせ下さい。詳しい資料を送付いたします。
★申請者の方の秘密（氏名、住所、その他の個人情報）は厳守いたします。

財団法人女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）

理事長 原 文兵衛

〒107 日本国東京都港区赤坂2-17-42 ☎81-3-3583-9346 FAX 81-3-3583-9347

亞洲女性基金會以台灣原「從軍慰安婦」為對象所實施的事業。

財團法人亞洲女性和平國民基金(亞洲女性基金會)將以原「從軍慰安婦」為對象，(1)表達補償心意(致送慰撫金)，(2)實施由日本國政府撥款的醫療福利援助事業。這些事業現在已經在韓國和菲律賓開始實施。

來自日本國民的補償心意

亞洲女性基金會以日本國民的捐款為資金，對每位原「從軍慰安婦」致送200萬日圓的慰撫金，以表示補償心意。此慰撫金純粹是日本國民對於身心遭受難以治癒的傷害的原「從軍慰安婦」表示日本國民的心意，並沒有用來代替日本國政府賠償的意味。

日本國內閣總理大臣的真誠歉意和反省

亞洲女性基金會在向每一位原「從軍慰安婦」致送慰撫金的同時，遞交日本國內閣總理大臣代表日本國政府表達真誠的「歉意和反省」的信函。

由日本國政府撥款的醫療福利援助事業

日本國政府為真誠地承擔對受害者的道義責任，由政府撥款並透過亞洲女性基金會對原「從軍慰安婦」施醫療福利援助事業。亞洲女性基金會希望能以直接且具體有效的方法對原「從軍慰安婦」實施該項事業。其內容有：(1)改善住居，(2)提供看護服務，(3)提供醫療及醫藥用品補助，及其他依據受害者個人情況和希望的事項，在五年內向每位提供總額相當於300萬日圓的有關服務(第一年最高金額228萬日圓，第二年開始每年18萬日圓)。

願早日將慰撫金送到各位原「從軍慰安婦」的手中

亞洲女性基金會尊重原「從軍慰安婦」本人的意願，希望能早日將日本國民的補償心意傳達給決定接受亞洲女性基金會事業的各位。此外，在各位接受慰撫金的同時，當然不會要求「不得提出訴訟」等任何條件。

關於接受亞洲女性基金會事業的手續

▼對象 經台灣當局或者受台灣當局委託進行認定工作的團體認定為原「從軍慰安婦」並希望接受亞洲女性基金會事業者。

(附註)符合前項情形，於1995年7月19日(亞洲女性基金會成立日)時仍生存而在此後故世者，其配偶及子女僅得接受慰撫金。

▼受理時間 自1997年5月2日起5年。

▼聯絡處 萬國法律事務所

地址：台北市仁愛路三段136號英蓉大樓15樓

電話：(02)755-7368分機150(每週星期一至星期五，上午9點至下午5點)。
傳真：(02)755-6486/707-2299

凡認為符合本事業對象條件者，請向上述聯絡處查詢，我們將提供詳細資料。

★對於申請者的隱私(姓名、地址以及其他個人資料)，我們將予以嚴格保守秘密。

財團法人亞洲女性和平國民基金(亞洲女性基金會)

郵政信箱107日本國東京池袋區池袋2-17-42 電話81-3-3583-9346 傳真81-3-3583-9347

理事長 原文兵衛
1997年5月2日

謹啓

日本国政府と国民の協力によつて生まれた「女性のためのアジア平和国民基金」は、かつて「従軍慰安婦」にさせられて、癒しがたい苦しみを経験された貴女に對して、ここに日本国民の償いの気持ちをお届けいたします。

かつて戦争の時代に、旧日本軍の関与のもと、多数の慰安所が開設され、そこに多くの女性が集められ、将兵に對する「慰安婦」にさせられました。十六、七歳の少女もふくまれる若い女性たちが、そうとも知らされずに集められたり、占領下では直接強制的な手段が用いられることもありました。貴女はそのような犠牲者のお一人だとうかがっています。

これは、まことに女性の根源的な尊厳を踏みにじる残酷な行為でありました。貴女にかけられたこの行為に對する道義的な責任は、総理の手紙にも認められているとおり、現在の政府と国民も負つております。われわれも貴女に對して心からお詫び申し上げる次第です。

貴女は、戦争中に耐え難い苦しみを受けただけでなく、戦後も五〇年の長きにわたり、傷ついた身体と残酷な記憶をかかえて、苦しい生活を遂つてこられたと拝察いたします。

このような認識のもとに、「女性のためのアジア平和国民基金」は、政府とともに、国民に基金と呼びかけてきました。ここらある国民が積極的にわれわれの呼びかけに応え、拠金してくれました。そうした拠金とともに送られてきた手紙は、日本国民の心からの謝罪と償いの気持ちを表しております。

もとより謝罪の言葉や金銭的な支払いによつて、貴女の生涯の苦しみが償えるものとは毛頭思いません。しかしながら、このようなことを二度とくりかえさないという国民の決意の微として、この償い金を受けとめて下さるようお願いいたします。

「女性のためのアジア平和国民基金」はひきつづき日本国政府とともに道義的責任を果たす「償いの事業」のひとつとして医療福祉支援事業の実施に着手いたします。さらに、「慰安婦」問題の真実を明かにし、歴史の教訓とするための資料調査研究事業も実施してまいります。

貴女が申し出てくださり、私たちはあらためて過去について目をひかれしました。貴女の苦しみと貴女の勇気を日本国民は忘れません。貴女のこれからの人生がいくらかでも安らかなものになるようにお祈り申し上げます。

一九九七年

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

理事長 原 丈兵衛

平成9年5月28日

立法ネット、戦後補償法を巡り議論。仙谷政調会長へ要請

5月27日午後、「戦後補償立法ネット」（略称：立法ネット）は、国会の議員会館内で会合を開いた。会合では、民主党の恒久平和調査会設置法案の状況や立法ネットメンバーから提案された慰安婦被害者に対し、400万円の「特別措置金」を支給する「暫定措置法案」の説明がされ意見交換が行われた模様である。

この会合は本岡昭次議員が議員会館内会議室を便宜供与し同議員秘書も参加した。

しかし、他の議員、秘書の参加はなかった。会合には、上杉氏や戸塚氏、東京、大阪、下関での訴訟関係者、市民グループの代表など10名ほどが参加した。会合終了後、上杉、戸塚両氏は仙谷政調会長に要請した。

15時ごろより、上杉聡氏、西野瑠璃子氏らが記者会見をした。会見には本岡議員秘書らが同席した。会見では、主に上杉氏が会合の模様・考え方を述べた。以下、記者会見での会見要旨である。

上杉 本岡、田中甲両議員が中心になって恒久平和調査会設置法案をまとめられた。この調査会法案は、従軍慰安婦、強制連行、731部隊問題など非人間的行為に対して調査する画期的な法案である。しかし、この法案がどういう形で提案されるのかわからなくなってきた。そのような状況のなかで、いままで記者会見ができず、本日の説明会になった。一方、私たちが提起し市民グループで「暫定措置法案」の論議が始まった。国民基金とは別に、内容的には民主党の調査会法案と合い呼応するものである。この法案は、賠償する義務があるかはっきりするまでの間、国として賠償するかどうかは聞上げし、国に何らかの責任があると認めて被害者個人に給付する。これはICJ勧告に基づくものである。

この法案は法制局の審査を通っているものではない。この提起には、韓国の挺対協やオランダのNGOからも支持があった。

これは個人的（上杉）な見解だが、私たち市民グループが呼びかけて、調査会法案、「暫定措置法案」と戦後補償法案の三つを作りながら、今後、請願署名・地方議会決議を通して国会議員に働きかけていきたい。

記者 調査会法案が固まらないのはなぜか。

上杉 民主党、緑風会の統一会派で出す予定だった。発議には人数的に問題はなかった。

それが、緑風会はOKだが、民主党はOKではない。理由については私から言えない。

責任者は仙谷政調会長である。仙谷政調会長や鳩山代表に聞いてほしい。民主党内にはいろいろな意見がありまとまらないらしい。

記者 先ほど三つの法案について述べたが。

上杉 個人的見解だ。何よりもこれらの問題が真相究明されているかどうかの問題である。

平成9年5月22日

民主党の「恒久平和調査会設置法案」について

1、法案の背景(民主党の戦後補償問題に対する基本姿勢について)

- ・ 民主党は立党の理念や先の総選挙政策で「植民地支配と侵略戦争に対する深い反省と謝罪を明確にする」ことを唱えている。
- ・ 総選挙後、党内に「慰安婦問題作業チーム」(主査・田中甲議員)を設け積極的に協議をしている。(他に主要メンバーとして、藤田幸久、本岡昭次、竹村泰子議員らがいる)。現在は、同作業チームを改組し、「従軍慰安婦問題等作業チーム」(主査・田中甲議員)で進められている。

2、今国会での活動について

- ・ 今国会に議員立法で提出すべく、「恒久平和調査会設置法案」及び「戦時性的強制被害者に対する経済的給付に関する法律案」の準備作業に入った。
- ・ しかし、「戦時性的強制被害者に対する経済的給付に関する法律案」については、何回かの党内協議を経て、最終的には、基金との話し合いが必要だとの党首脳部の指示があり、4月15日の作業チーム会合で基金側の考え方を聞いた。席上、田中主査は、同法案については、立法作業を停止し白紙撤回する旨、基金に伝えた。
- ・ このような中で、同作業チームは、「恒久平和調査会設置法案」の提出に重点をおいて作業を進めてきた。しかし、党内には鳩山邦夫副代表のように立法化自体に反対するグループや、基金事業に理解を示す議員などがいて、党内は一本化されていない。
- ・ このような状況を踏まえ、この法案の取り扱いには仙谷政調会長に一任されている。近々、仙谷由人政調会長と本岡昭次緑風会会長との会談で、民主党側の考え方及び法案への対応が話し合われるが、民主党としては、最終的には党議決定せず、一般の議員立法の扱い(党が重視している行政監察院法、河川法、公共事業コントロール法のような特別の党議決定はしない)として、議員個々の判断にまかせるようだ。

3、運動団体からの強い要請

- ・ あくまでも国家補償をもとめる「戦後補償ネットワーク」など運動団体は、「恒久平和調査会設置法案」の今国会への上程を強く求めて、要請書をFAXなどで民主党と緑風会の関係議員宛てに大量に送り付けている。
- ・ 彼らは連休中にこの運動の主体となる「戦後補償立法ネットワーク」(略称:立法ネット)を発足させ、民主党が政治決断を急ぐよう要請を続けている。
- ・ 立法ネットはあくまで今国会への調査会法案の上程を強く願っているが、先の民主党の状況や残り僅かな会期を考えると上程させる見通しはほぼゼロに等しい。

恒久平和調査会設置法(仮称)原案

四月上旬、参議院の統一会派(民主
党・新緑風会)の議員総会に配布され
た「恒久平和調査会設置法(案)」は、
名称もふくめて検討中のため、編集者
の責任で内容に重点を置いてここに紹
介する。

恒久平和調査会設置法(仮称)

(目的)

この法律は、今次の大戦及びこれに先立つ
今世紀の一定の時期において我が国の関与に
よりもたらされた惨禍の真相を明らかにする
ことにより、その悲劇について我が国民の認
識を深めるとともに、アジア地域の諸国民を
はじめとする世界の諸国民と我が国民との信
頼関係の醸成を図り、もって我が国の国際社
会における名誉ある地位の保持及び恒久平和
の実現に資することを目的とする。

(設置及び所掌事務等)

1 この法律の目的を達成するため、総理府に
恒久平和調査会(以下「調査会」という。)
を置く。

2 調査会は、次に掲げる事項について調査し、
その結果を内閣総理大臣に報告する。

- 一 今次の大戦の原因の解明に資する事項
- 二 昭和六年九月十八日から昭和二十年九月
二日までの期間(以下この項において「戦
前戦中期」という)において政府又は旧
陸海軍の直接又は間接の関与により労働者
の確保のために内地人以外の者に対して行
われた強制その他これに類する行為及びこ
れらの行為の対象となった者の就労等の実
態に関する事項
- 三 戦前戦中期における旧陸海軍の直接又は
間接の関与による女性に対する組織的かつ

継続的な性的な行為の強制(以下この項に
おいて「性的強制」という)が行われた
施設、設置の場所、性的強制を行うことを
目的として女性を集め、移送するために用
いた方法、性的強制による被害の事情その
他の性的強制の事態に関する事項

四 戦前戦中期における旧陸海軍の直接又は
間接の関与により行われた生物兵器及び化
学兵器の開発、生産、貯蔵、配備、遺棄、
廃棄及び使用の事態に関する事項

五 前三号に掲げるもののほか、戦前戦中期
において政府又は旧陸海軍の直接又は間接
の関与による非人道的な行為により内地人
以外の者の生命、身体又は財産に生じた損
害の事態に関する事項

六 戦前戦中期における戦争の結果生命、身
体又は財産に生じた損害について被害者に
対し我が国がとった措置及び当該損害に関
し我が国が締結した条約その他の国際約束
に関する事項

3 調査会は、調査中の事項について、内閣総
理大臣に中間報告をすることが出来る。

4 調査会は、第二項の調査及び前三項の報告
を行うに当たっては、関係人の名譽を害する
ことのないよう十分に配慮しなければならない。

5 内閣総理大臣は、第二項又は第三項の報告
を受けたときは、これを調査会に報告すると
も、一般に公表しなければならない。

(組織)

1 調査会は、委員三十人以上以内で組織する。
(委員)

2 委員は、学識又は経験のある者のうちから
内閣府の同意を得て、内閣総理大臣が任命す
る。

できないときは、内閣総理大臣は、同項の規
定にかかわらず、同項に定める資格を有する
者のうちから、委員を任命することが出来る。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会
で両議院の事後の承認を得なければならない。
この場合において、両議院の事後の承認が得
られないときは、内閣総理大臣は、直ちにそ
の委員を罷免しなければならない。

4 内閣総理大臣は、委員が禁治産、禁禁治産
若しくは破産の宣告を受け、又は禁錮以上の
刑に処せられたときは、その委員を罷免しな
ければならない。

5 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため
職務の執行ができないと認めるとき、又は委
員に職務上の義務違反その他委員たるに適し
ない非行があると認めるときは、両議院の同
意を得て、その委員を罷免することが出来る。

6 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏
らしてはならない。その職を退いた後も同様
とする。

7 委員は、非常勤とする。

(会長)

1 調査会に、会長を置き、委員の互選により
これを定める。

2 会長は、会務を総理し、調査会を代表する。
3 会長に事故があるときは、あらかじめその
指名する委員が、その職務を代理する。

(資料提出その他の協力等)

1 関係行政機関の長は、調査会の求めに応じ
て、資料の提出その他の協力をしなければならない。
2 調査会は、その所掌事務を遂行するため必
要があると認めるときは、関係地方公共団体
の長に対して、資料の提出その他の必要な協
力を求めることができる。

3 調査会は、その所掌事務を遂行するために
特に必要があると認めるときは、外国政府、

国際機関、国外にいる関係人、第二項第二項
に掲げる事項について学識又は経験のある者
その他の前二項に規定する者以外の者に対し
ても、必要な協力を依頼することが出来る。

4 調査会は、その所掌事務を遂行するため必
要があると認めるときは、公聴会を開くこと
ができる。

(事務局)

1 調査会の事務を処理させるため、調査会に
事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を
置く。

3 事務局長は、会長の命を受けて、職務を掌
理する。

(政令への委任)

この法律に定めるもののほか、調査会に関
し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。
(特別職の職員の給与に関する法律の一部改
正)

2 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二
十四年法律第二百五十二号)の一部を次のよ
うに改正する。
第一章第十九号の十の次に次の一号を加える。
十九の十一 恒久平和調査会委員
(この法律の失効)

3 この法律は、公布の日から起算して三年を
経過した日にその効力を失う。

理由

今次の大戦及びこれに先立つ今世紀の一定の
時期において我が国の関与によりもたらされた
惨禍の真相を明らかにすることにより、その実
態について我が国民の理解を深めるとともに、
アジア地域の諸国民をはじめとする世界の諸国
民と我が国民との信頼関係の醸成を図るため、
総理府に恒久平和調査会を置く必要がある。こ
れが、この法律案を提出する理由である。

資料

「従軍慰安婦」被害者に暫定措置金を支給するための議員立法の必要性と理由

1. 日本政府による一定の謝罪・事実の承認

「従軍慰安婦」問題については、今後日本国会と日本政府による真相究明が継続的になされなければならないことは、この問題が人道的国際問題となっている現状からしても当然のことです。しかし、道義的責任の範囲に限られたものであるものの、1993年8月宮房長官談話など「従軍慰安婦」被害者に対する日本政府による一定の謝罪・事実の承認がなされてきたことも重視しなければなりません。

2. 国民基金による医療・福祉償い事業の受取拒否問題と国会の役割

国民基金による被害者のための医療・福祉償い事業（一人当たり300万円規模）の提案は、日本政府の政策予算を原資とし、女性のためのアジア平和国民基金の尊厳事業として実施されるものです。しかし、それが民間の基金の事業として実施され、政府が被害者に支給するものではないなどの理由のために、その受取が、被害者・支援団体・被害国政府・当局など被害者側全体によっては受け入れられていないのが現状です。そのため、被害国・民族・被害者・支援団体全体との和解を実現するものとなっていません。

国権の最高機関である国会としても、この問題を政府・行政当局と民間任せにせず、これまでの施策とは別に、被害者・支援団体・被害国・地域の政府・当局が全体として受け入れ可能な立法による解決の道を模索する努力をすべきであると考えます。そのためには、国会がこの問題に関する真相究明のための努力（調査のための両院特別委員会設置及び国家行政組織法8条調査会設置のための議員立法、例えば、昨年参議院に提案された「戦時性的強制被害者問題調査会設置法案」、また現在一部の国会議員が検討中と伝えられる「恒久平和調査会設置法案」などが考えられます）をするとともに、任意に、日本政府が被害者個人に対し、リハビリテーションのための暫定措置金を国家が支給することができる議員立法を提案することが考えられます。

3. 国連・ILO機関による諸報告・勧告

この問題に関し、国連・ILO機関による諸報告・勧告があったことは周知の事実です。そのなかで、「従軍慰安婦」被害者への処遇が国際慣習法で禁止された性奴隷制であり、犯罪（人道に対する罪・戦争犯罪）に該当し、国際法違反（強制労働条約などに違反する）であったなどの指摘を受け、日本政府は公文書の公開など真相究明の努力、事実及び法的責任の承認、被害者に対する国家としての補償などの措置をとるよう勧告を受けました。クマラスワミ国連人権委員会特別報告者（女性に対する暴力担当）の活動を歓迎し、その報告書（この問題に関する報告書を含む）に留意する国連人権委員会決議も採択されましたが、採択に際し日本政府は、留保せず賛同しました。これらの諸報告・勧告そのものには法的拘束力があるものではありませんが、諸報告・勧告が根拠とした国際法の法源は当時のものであり、当時から日本を法的に拘束するものだったことに注意すべきです。日本の国会としても、憲法上の国際協調主義に照らし、これらの諸報告・勧告を厳しく受け止め、その趣旨の実現にできる限りの任意の努力をすべきことは言うまでもありません。

4. 法的責任問題の推移と暫定的支払いの勧告

この問題について、被害者個人に対して賠償をなすべき国家としての法的責任が過去発生したとしても、その責任が現在も存在するか否かについて、日本政府は台湾と朝鮮民主主義人民共和国を除き、条約の定めを誠実に遵守しているとの立場（サンフランシスコ平和条約その他の二国間条約で解決済みとのもの）を取っているばかりか、被害者からの国際仲裁合意の申し入れについても、合意をしていません。また、法的責任をめぐって一部の被害者が提起した民事訴訟が日本の裁判所に継続中ですが、この法的問題の司法的最終決着を見るまでには相当長期の年月がかかることが予想されています。このような状況下の現段階で、憲法が定める三権分立の制度下で、国会が法的責任に関して、今直ちにこれを容認することができないのはやむを得ないこととせざるを得ません。

他方、以下の事情も想起すべきです。前記国連・ILO機関の諸報告・勧告に至る経過で、国連NGOである国際法律家委員会（ICJ）、大韓弁護士協会、日本弁護士連合会など内外の権威ある法律専門家団体から日本による国際条約違反などが指摘されました。これらの法律専門家団体の日本政府に対する勧告は多岐にわたります。その中で、国会の立法による解決の提言がなされたこと及び日本の国家責任について法的責任問題が司法的に決着しない間でも、政府は被害者救済のために暫定的な支払いをなすべきであるとの勧告が含まれていることを重く見なくてはなりません。例えば、国際法律家委員会は、「右の2および3の過程（注＝完全なりハビリテーションの措置及び国際法専門家からなる法廷または仲裁裁判所の設置による解決）が進行中の間、日本政府は、純粋に暫定的措置として、その権利および主張を損なう事なく、名乗り出た被害者のリハビリテーションのために4万米ドルを支払うべきである」と勧告しています（同委員会勧告第4項）。

5. 人道的措置の必要性和緊急性

国会・政府による真相究明の努力は、前記した通りこれまで以上に飛躍的に充実したものになるべきことが求められています。そのなかで、問題の真相が明らかになることが期待できます。またこれとあいまって、将来司法的最終判断が得られて、法的責任問題の結論が明らかにされた場合は、政府はもとより国会としてもその結果に応じて適切な行為を積極的にとらなければならないことは言うまでもありません。

しかし、国連・ILO機関及び内外の法律専門家団体などの前記諸勧告をまつまでもありません。被害者は高齢であり、国家として被害者の方々の心情と日本による名誉・尊厳への加害の事実を知りつつ、司法的最終判断の結果を見るまで、国家としての救済措置をとることをしないということは、人道的精神にもとるものであって許されないと考えます。忘れてはならないことは、被害者の方々が健在な間でなければ、被害者側全体との和解を実現することができないことです。このような趣旨のもとに、日本の国会も、日本政府が既に承認した被害者の方々の受けた言語に絶する名誉と尊厳に対する被害と現在なおも苦しんでおられる心身の障害を深く心に刻み、前記の議員立法（既に一部国会議員が検討中の調査会設置法案のほか、任意に、日本政府が被害者個人に対し暫定的であっても暫定措置金を支給することができる別紙のような議員立法案）を実現させることにより、国会としての明確な反省と謝罪の意思を表明する必要があると考えます。

このような議員立法の試みについて、最近一部の国会議員から国連人権委員会に出席するNGOなどの参加者に対して提案がありましたところ、大きな反響があり、被害者側を代弁するNGOなどから広範且

積極的な支持が得られたという事実も、このような提案が被害者側全体との和解に結びつく可能性を示唆しています。

以上のような事情を考慮し、志を同じくする市民が、国会議員と共に立法の検討・提案をする新しい運動を起こしたいと考え、広く市民と国会議員に呼びかける次第です。

「従軍慰安婦」被害者に暫定措置金を支給するための法案（骨子）

第一、暫定措置金の支給

1. 政府は、人道的精神に基づき、元「従軍慰安婦」に対して暫定措置金を支給する。
2. 暫定措置金の額は、元「従軍慰安婦」一人につき、四百万円とし、記名国債をもって交付する。

第二、支給のための裁定

1. 暫定措置金の支給を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、内閣総理大臣が行う。
2. 1の裁定の権限は、必要があるときは、日本赤十字社に委任することができる。ただし、その場合は、同社の同意を得なければならない。

第三、支給方法

1. 暫定措置金は、受給権者の利益を代弁する国家又は地域の施政当局の同意を得て支給するものとする。
2. 第二の2の場合には、日本赤十字社が受給権者の利益を代弁する国家又は地域にあってこれと同様の人道的活動に従事する団体を通じて支給するものとする。

以上

追伸：

1. 「恒久平和調査会設置法案」が必要な方は、06-562-5272までファックスにてご請求ください。
2. このファックスをお送りしている方を1頁に書きあげていますが、周囲に良い人がおられれば、是非呼びかけてください。
3. 当日は欠席でも、趣旨に賛成の方はお知らせください。
4. 当時発表するアピール文を準備し、1時から皆さんに検討していただこうと考えていますが、良い案がありましたらお送りください。

「従軍慰安婦」被害者に暫定措置金を支給するための法案（注）

（注1） 関連NGOである国際法律家委員会（ICJ）及び大韓弁護士協会は、日本の国家責任について法的責任問題が司法的に決着しない間でも、日本政府は被害者の早期救済のために暫定的な支払をなすべきであるとの勧告をした。国際法律家委員会は、「日本政府は、純粋に暫定的措置として、その権利および主張を損なう事なく、名乗り出た被害者のリハビリテーションのために4万米ドルを支払うべきである」と勧告している（同委員会勧告第4項）。この勧告を実現するために、日本の国会が（この問題に関する真相究明のための努力をするとともに）、任意に日本政府が被害者個人に対し、4百万円の暫定措置金を国家が支給することができる議員立法をする

（注2） 法的責任をめぐって一部の被害者が提起した民事訴訟が日本の裁判所に継続中だが、この法的問題の司法的最終決着を見るまでには相当長期の年月がかかることが予想されている。このような状況下の現段階で、憲法が定める3権分立の制度下で、国会が法的責任に関して、今直ちにこれを容認することができないのはやむを得ないこととせざるを得ない。しかし、被害者は高齢であり、国家として被害者の方々の心情と日本軍による名誉・尊厳への加害の事実を知りつつ、司法的最終判断の結果を見るまで、国家としての救済措置をとることをしないということは、人道的精神にもとるものであって許されない。但し、「人道的精神」は、道義的責任のことではない。これは法的責任を否定するものでない。従って、暫定措置金支給のための法律が成立しても、法的責任問題が否定されることにはならない。市民も国会議員も、今後真相究明とともに国家の法的責任問題を継続的に解明する努力を続けるべきである。

（注3） 国民基金は民間基金であるから、その支払（假令金2百万円及び医療福祉事業3百万円規模）は、民間の支払で国家による支払ではない。国家による暫定措置金4百万円は、国民基金による支払とは全く別に国家によって支払われるところに意味がある。

上 野 聡 様

「従軍慰子婦」被害者に賠償補償金を
支給するための議員立法を韓国挺身隊問題
対策協議会に歓迎いたします。

挺身隊の来日については協力いたしますので
よろしくお願いいたします。

1997年5月25日

尹 貞 玉

共同代表

韓国挺身隊問題対策協議会

21-MEI-97 9:51

DR G JUNGSLAGER

+31 478 510867

P16 1.0

Dr G. Jungslager
8 Bosschermolen
NL - 6801 HE Venray
The Netherlands
tel/fax: 31 478 510 867

Mr Satoshi UESUGI
TOKYO
fax: 0081 3 3366 8262

Venray, May 21st, 1997

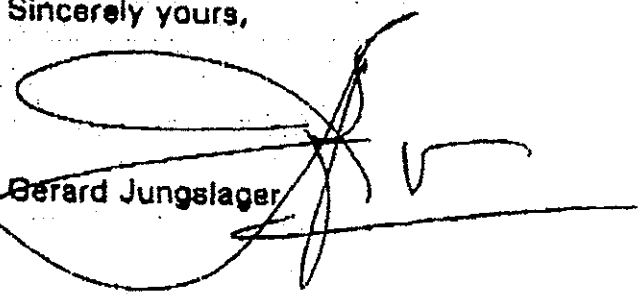
C
Dear Mr Uesugi,

How are you? It is quite some time ago that we met in Geneva. Are you coming to the session of the Working group of Contemporary Forms of Slavery? Mr Etsuro Totsuka informed me that you both are planning to prepare a Draft Bill for the Interim Measure Payment For the Victims of Former "Comfort Women". He sent me the text in English.

Our Foundation has got the consultative status as a Non-Governmental Organization, so now we can intervene during the sessions of the Working Group. I will be present in Geneva, early in June and I will submit an intervention, supporting your idea as well as the activities of Mr Motooka and Mr Tanaka (Democratic Party).

I wish you well,

C
Sincerely yours,


Gerard Jungslager

韓国「市民連帯」解散について

19970528

○強制連行された日本軍「慰安婦」問題解決のための市民連帯（市民連帯）
解散式・記者発表

○5月28日、午後3時過ぎから

○ソウル市内、興土団で

○市民連帯、挺対協関係者 約20人

（尹貞玉挺対協共同代表、尹美香挺対協総務、戸塚悦朗弁護士）

○マスコミ 10人、日本1社 テレビカメラなし

○次第

市民連帯系3人が司会（オ・ジェスンら）

経過報告

ハルモニへの手紙・解散宣言文朗読（ペーパー配布なし）

募金貢献者 ソウル放送、ハンギョレ21に感謝の楯贈呈

○内容

募金額 市民連帯独自 3億5727万ウォン

ソウル放送 1億9284万ウォン

計5億5000万ウォン 約7857万円

*別情報 5億3920万ウォン 約7700万円

- ・5月末にソウル放送キャンペーンの募金が入金する
- ・支給方法は、政府が生活支援金を送っている口座に、市民連帯が入金する
- ・支給は6月初め
- ・事務経費など1000万ウォン（142万円）募金から

手紙、宣言

- ・「基金」を受け取った7人には支給しない
- ・「基金」に反対し、民族の自尊心と名誉回復のための募金であるから
- ・幼稚園児、小学生も含めそのような趣旨でお金を入れてくれたのであるから

記者会見の形にならず、配布ペーパーもなし

記者質問もとくになし

* 募金額のあたたま割 151人（158-7）1人あたり約50-51万円
6月初め支給（振込）

* 戸塚弁護士が「運動」の状況を説明

- ・日本のみなさんが、暫定措置法案に賛成、本岡・田中甲議員の名
- ・挺対協も同意
- ・国連NGOらも賛成
- ・この法案が日本国会で通るように協力、運動していきたい

平成8年度事業報告書

平成8年度においては、いわゆる元従軍慰安婦の方々に対する国民的な償いを表す事業及び医療・福祉支援事業並びに女性の名誉と尊厳を守るための各種事業を下記のとおり実施した。

1 国民的な償いを表す事業

(1) フィリピン

平成8年8月14日に、償い金の支給を開始し、本年度は、11名の元慰安婦の方々に償い金をお届けした。

(2) 韓国

平成9年1月11日に、7名の元慰安婦の方々に償い金をお届けした。

2 医療・福祉支援事業

(1) フィリピン

平成9年1月15日に、フィリピン政府と元慰安婦の方々を対象とする医療・福祉支援事業の実施について合意し、同事業を開始した。

(2) 韓国

平成9年1月11日に、「アジアとの対話をすすめる会」を通じ、7名の元慰安婦の方々に医療・福祉支援事業を開始した。

3 インドネシアにおける事業

平成9年3月25日、インドネシア政府が実施する高齢者社会福祉事業（元慰安婦と名乗り出た方や女性が事業の対象者として優先される）に対し、支援を行うための覚書に署名した。

4 女性の名誉と尊厳を守るための事業

(1) 今日的な女性問題に取り組む団体等への助成事業

女性の名誉と尊厳を守るために活動する団体等の事業を支援するため、9団体10事業に助成金を交付した。

(2) 調査研究事業等

① 「家庭内における女性の尊厳侵害に関する実情調査」を社団法人家庭問題情報センターに委託して実施した。

② 「「援助交際」に対する高校生の意識及び背景要因の分析研究」を東京学芸大学教授に委託して実施した。

③ 「子どもの売春問題等への各国の取組みに関する調査研究」を神奈川大学教授に委託して実施した。

- ④ 「犯罪被害者の精神ケア・援助者及び警察官のための援助法マニュアル研究・開発」を東京医科歯科大学・犯罪被害者相談室に委託して実施した。
- ⑤ 「慰安婦」関係資料に関する調査研究（3件）を、筑波大学教授、山梨学院大学教授等に委託して実施した。

(3) 啓発事業

次の広報・啓発事業を実施した。

- ① 「基金ニュース」、「パンフレット」の作成、配布
- ② 広報・啓発ビデオ等の制作
- ③ 新聞広告の掲載（中央5紙、ブロック3紙、全5段、2回。地方30紙、全5段、1回）。
- ④ アジア女性基金の活動状況についての報告集会を、平成8年9月11日東京で、平成8年11月29日大阪で開催した。

(4) 国際会議の開催

女性の人権をテーマとする国際フォーラムを平成8年8月5、6日に東京で、8月11日に京都で開催した。

(5) 総合相談事業

「女性の名誉と尊厳を守る電話相談」を社団法人家庭問題情報センターに委託して実施した。

収 支 計 算 書

(平成8年4月1日から平成9年3月31日まで)

(収入の部)

(単位;円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
1基本財産収入 基本財産収入	0	7,000,000	Δ 7,000,000	
2基本財産運用収入 基本財産利息収入	500,000	174,602	325,398	
3寄附金収入 寄附金収入	480,000,000	211,790,069	268,209,931	
4補助金収入 国庫補助金収入	417,462,000	417,462,000	0	政府より
5拠出金収入 国庫拠出金収入	635,190,000	635,404,271	Δ 214,271	政府より
6雑収入 郵政省 受取利息	3,556,000 2,656,000 900,000	3,092,373 2,656,000 436,373	463,627 0 463,627	
7借入金収入	40,000,000	40,000,000	0	
当期収入合計(A)	1,576,708,000	1,314,923,315	261,784,685	
前期繰越収支差額	219,861,781	219,861,781	0	
収入合計(B)	1,796,569,781	1,534,785,096	261,784,685	

(支出の部)

(単位 ; 円)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
1 事業費				
償い金支給費	36,000,000	36,000,000	0	
女性名誉尊厳事業費	491,872,000	286,608,566	145,263,434	
医療・福祉支援事業 及び国政府等を通じ た女性名誉尊厳事業	635,190,000	38,122,145	597,067,855	
2 管理費				
人件費	42,956,000	40,728,207	2,227,793	
事務費	45,290,000	81,743,135Δ	36,453,135	
3 固定資産取得支出				
什器備品購入支出	0	6,887,000Δ	6,887,000	
電話加入権購入支出	0	145,600Δ	145,600	
4 借入金返済支出				
借入金返済支出	40,000,000	40,000,000	0	
5 特定預金支出				
退職給付引当特定預金支出	3,349,492	3,349,492	0	
6 基本財産取得支出				
銀行預金	0	7,177,206Δ	7,177,206	
7 予備費				
予備費	17,912,289	0	17,912,289	
当期支出合計 (C)	1,252,569,781	540,761,351	711,808,430	
当期収支差額(A)-(C)	324,138,219	774,161,964Δ	450,023,745	
次期繰越収支差額(B)-(C)	544,000,000	994,023,745Δ	450,023,745	

正味財産増減計算書

(平成8年4月1日から平成9年3月31日まで)

(第2年度)

(単位 ; 円)

科 目	金 額		
増加の部			
1 資産増加額			
当期収支差額	774,161,964		
什器備品購入額	6,887,000		
電話加入権購入額	145,600		
退職特定預金	3,349,492		
基本財産受入額	7,177,206	791,721,262	
増加額合計			791,721,262
減少の部			
1 資産減少額			
什器備品減価償却額	691,999	691,999	
減少額合計			691,999
当期正味財産増加額			791,029,263
前期繰越正味財産額			254,009,406
期末正味財産合計額			1,045,038,669

貸借対照表

(平成8年4月1日から平成9年3月31日まで)

(単位 ; 円)

科 目	金 額		
資産の部			
1 流動資産			
現金預金	1,158,701,106		
未収入金	4,010,000		
流動資産合計		1,162,711,106	
2 固定資産			
基本財産			
銀行預金	38,177,206		
基本財産合計	38,177,206		
その他の固定資産			
什器備品	8,946,076		
退職給与引当特定預金	3,349,492		
電話加入権	542,150		
その他の固定資産合計	12,837,718		
固定資産合計		51,014,924	
資産合計			1,213,726,030
負債の部			
1 流動負債			
未払金	168,504,900		
預り金	182,461		
流動負債合計		168,687,361	
負債合計			168,687,361
正味財産の部			
正味財産			1,045,038,669
(うち基本金)			(38,000,000)
(うち正味財産増加額)			(791,029,263)
負債及び正味財産合計			1,213,726,030

財 産 目 録

(平成9年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	金 額	
資産の部		
1 流 動 資 産		
現金預金		
現金 現金手許有高	171,637	
普通預金 三和銀行東京公務部	555,969,261	
普通預金 横浜銀行東京支店	597,282,126	
郵便振替講座 東京貯金事業センター	5,278,082	
未 収 金	4,010,000	
流動資産合計		1,162,711,106
2 固 定 資 産		
(1) 基本財産		
普通預金 三和銀行東京公務部	2,013,626	
定期預金 三和銀行東京公務部	36,163,580	
基本財産合計	38,177,206	
(2) その他の固定資産		
什器備品 パソコン他	8,946,076	
電話加入権 3583-9346 他	542,150	
退職給与引当特定預金	3,349,492	
その他の固定資産合計	12,837,718	
固定資産合計		51,014,924
資産合計		1,213,726,030
負債の部		
1 流動負債		
未払金 新聞広告他	168,504,900	
預り金 源泉所得税他	182,461	
流動負債合計		168,687,361
負債合計		168,687,361
正味財産		1,045,038,669

計算書類に対する注記

1、重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却について

什器備品……定額法による減価償却を実施している。

(2) 資金の範囲について

資金の範囲には、現金預金、未収入金、未払金、預り金を含めることにしている。

なお、当期末残高は3に記載するとおりである。

2、基本財産の増減及びその残高は、次のとおりである。

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
預 金	31,000,000	7,177,206	0	38,177,206
合計（基本金）	31,000,000	7,177,206	0	38,177,206

3、次期繰越収支差額の内容は、次のとおりである。

科 目	当期末残高
現金預金	1,158,701,106
未収入金	4,010,000
合 計	1,162,711,106
未払金	168,504,900
預り金	182,461
合 計	168,687,361
次期繰越収支差額	994,023,745

4、固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品	9,744,426	798,350	8,946,076
電話加入権	542,150	0	542,150
合 計	10,286,576	798,350	9,488,226

平成 8 年 度

財 務 諸 表 附 属 明 細 書

自 平成 8 年 4 月 1 日
至 平成 9 年 3 月 3 1 日

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

財務諸表附屬明細書目次

現金・預金明細表	1
固定資産台帳・減価償却費明細表	2~ 4
未払金明細表	5~ 8
預り金明細表	9
基本財産収入明細表	10
寄附金収支明細表	11
国庫補助金収入明細表・支出明細表	12~13
国庫拠出金収支明細表	14
雑収入明細表	15

貸借対照表

1

現金・預金明細表

(単位：円)

科 目	金 額	保 管 場 所 及 び 預 け 先	備 考
流 動 資 産	1,162,050,598		
現金・預金	1,156,772,516		
現金	171,637	基 金 手もと現金	手もと現金 171,637
普通預金	1,156,600,879	基 金 三和銀行・東京公務部	補助金口 168,054,473
		" "	寄附金口 289,888,858
		" "	" 100,718,745
		" "	郵政補助金 656,677
		基 金 横浜銀行 東京支店	拠出金口 591,781,126
		" "	" 5,501,000
郵便振替口座	5,278,082	基 金 東京貯金事務センター	寄附金口 5,278,082
固 定 資 産	38,177,206		
基本財産	38,177,206		
定期預金	36,163,580	基 金 三和銀行・東京公務部	基本財産口 36,163,580
普通預金	2,013,626	" "	" 2,013,626

(注) 流動資産 1,162,050,598円－退職給与 3,349,492円＋未収入 4,010,000円＝財産目録流動資産 1,162,711,106円

固定資産台帳・減価償却費明細書 (1)

(平成8年4月1日から平成9年3月31日まで)

2

(単位;円)

資産名	数量	取得年月	取得価額	現存価額	耐用年数	使用月数 償却率	期首価額	期中増加	期中減少	除却年月	普通償却額	特別減価償却額	期末簿価
1 両輪機(理事長)MC 220 DIT31	1	7.07	314,150	31,415	8	12 125*	287,645	0			35,341		252,304
2 金剛用テーブルWT -V91WB	2	7.07	432,600	43,260	8	12 125*	396,100	0			48,667		347,433
3 計算用板子(理事長) CR-G377KD	1	7.07	226,600	22,660	8	12 125*	207,481	0			25,492		181,989
4 パーソナルコンピ -ター 富士通	1	8.03	252,350	25,235	6	12 166*	249,209	0			37,701		211,508
5 パーソナルコンピ -ター 富士通	2	8.03	473,800	47,380	6	12 166*	467,902	0			70,785		397,117
6 パーソナルコンピ -ター 東芝	1	8.03	339,900	33,990	6	12 166*	335,669	0			50,781		284,888
7 マッキントッシュ performe6310	1	8.03	293,550	29,355	6	12 166*	289,896	0			43,856		246,040
8 MSシュレッダー N4270	1	8.03	220,626	22,062	6	12 166*	217,880	0			32,961		184,919
9 リコー 3112 DW-L	1	8.03	303,850	30,385	5	12 200*	299,293	0			54,693		244,600
小 計			2,857,426	285,742			2,751,075				400,277		2,350,798

*定額法

固定資産台帳・減価償却費明細書 (2)

(平成8年4月1日から平成9年3月31日まで)

(単位;円)

資 産 名	数 量	取得 年月	取得価額	残存価額	耐用 年数	使用月数 償却率	原価減価	期中増加	期中減少	除却 年月	普通償却額	特別減価償却額	期 末 簿 価
107アクション SL-1100	1	8.6.6	313,000	31,300	5	10 .200*	0	313,000			46,950		266,050
11複写機 SPIRTO-3500	1	6.6	590,000	59,000	5	10 .200*	0	590,000			88,500		501,500
12パーソナルコンピュータ IBMPC3306577	3	9.2	750,000	75,000	6	7 .166*	0	750,000			65,362		684,638
13プリンター キヤノン LPB-830	1	9.2	230,000	23,000	6	7 .166*	0	230,000			20,044		209,956
14デジタリビデオカメラ	1	9. 3.14	216,000	21,600	5	1 .200*	0	216,000			3,240		212,760
15映像VTR 松下AG-W2	1	3.14	280,000	28,000	5	1 .200*	0	280,000			4,200		275,800
16テレビ TH29ZS1 松下29型 ワイド	1	3.14	280,000	28,000	5	1 .200*	0	280,000			4,200		275,800
17パーソナルコンピュータ 東芝 50 CXATモデル	3	3.17	663,000	66,300	6	1 .166*	0	663,000			8,254		654,746
18パーソナルコンピュータ 富士通FMV-6200TS	1	3.17	372,000	37,200	6	1 .166*	0	372,000			4,631		367,369
小 計			3,694,000	369,400				03,694,000			245,381		3,448,619

* 定額法

固定資産台帳・減価償却費明細書 (3)

(平成8年4月1日から平成9年3月31日まで)

4

(単位:円)

資 産 名	数 量	取得 年月	取得価額	残存価額	耐用 年数	使用月数 償却率	期首価額	期中増加	期中減少	売却 年月	普通償却額	特別減価償却額	期 末 簿 価
19プリンター EPSONLP-9200S	1	9 3.17	219,000	21,900	6	166*	0	219,000			2,726		216,274
20製本機 ウチダ製140-0010	1	3.31	414,000	41,400	5	200*	0	414,000			6,210		407,790
21パーソナルコンピュータ 富士通ノートPCBIBLO	1	3.31	390,000	39,000	6	166*	0	390,000			4,855		385,145
22 コクヨ 薄板料金計算	1	3.31	430,000	43,000	5	200*	0	430,000			6,450		423,550
23複写機 リコー イマジオDA505	1	3.31	1,480,000	148,000	5	200*	0	1,480,000			22,200		1,457,800
24ソーナー リコー ステープSR10	1	3.31	260,000	26,000	5	200*	0	260,000			3,900		256,100
小 計			3,193,000	319,300			0	3,193,000			46,341		3,146,659
合 計			9,744,426	974,442			2,751,075	6,887,000			691,999		8,946,076

* 定額法

未 払 金 明 細 表

5

(単位：円)

区 分	金 額	未 払 先	発 生 年 月 日	精 算 年 月 日	備 考
補 助 金 基金運営	168,504,900				
	7,640,447				
人件費	216,950				
	105,750	衛藤浩吉	9. 3. 31	9. 4. 2	事務局長給与 3月分
庁 費	111,200	原田、岡、高橋	9. 3. 31	9. 4. 4	超過勤務手当 3月分
	7,423,497				
	99,997	K D D	9. 3. 31	9. 4. 1	電話料 (白杵)
	168,210	室伏秀雄	9. 3. 31	9. 4. 2	賃金 3月分
	630	さくら銀行	9. 3. 31	9. 4. 2	振込手数料 (室伏)
	420	三和銀行	"	"	振込手数料 (衛藤)
	597,400	(株) アーバンコネクションズ	9. 3. 31	9. 4. 3	和英翻訳料
	630	東京三菱銀行	"	"	振込手数料
	25,960	間仲智子	9. 3. 31	9. 4. 4	賃金 (超勤) 3月分
	74,490	バイク急便	9. 3. 31	9. 4. 7	バイク便 3月分
	160,680	(株) アーバンコネクションズ	9. 3. 31	9. 4. 7	翻訳料
	630	東京三菱銀行	"	"	振込手数料
	113,300	ファーストネット (株)	9. 3. 31	9. 4. 9	ルータ設定費用
	630	さくら銀行	"	"	振込手数料

区	分	金 額	支 払 先	発生年月日	精算年月日	備 考
		108,950	DHL ジャパン (株)	9. 3. 31	9. 4. 9	航空貨物 (ジュネーブ)
		630	東京三菱銀行	"	"	振込手数料
		593,280	ダイヤモンド (株)	9. 3. 31	9. 4. 9	コピーリース解約
		735	東京三菱銀行	"	"	振込手数料
		5,459	(株) 佐川急便	9. 3. 31	9. 4. 9	宅急便
		287,860	四社事業委員会	9. 3. 31	9. 4. 9	タクシー 3月分
		630	第一勧業銀行	"	"	振込手数料
		155,545	東京ゼロックス (株)	9. 3. 31	9. 4. 9	コピー使用料 3月分
		3,850	読売新聞	9. 3. 31	9. 4. 9	新聞購読料 3月分
		39,259	KDD	9. 3. 31	9. 4. 11	国際電話 3月分
		618	三和銀行	9. 3. 31	9. 4. 15	残高証明手数料
		30,521	NTT	9. 3. 31	9. 4. 21	電話料 3月分
		8,961	第二電々	9. 3. 31	9. 4. 21	電話料 3月分
		18,003	国際通信	9. 3. 31	9. 4. 25	電話料 3月分
		4,925,589	(株) オカモトヤ	9. 3. 31	9. 4. 18	什器備品等
		630	第一勧業銀行	9. 3. 31	9. 4. 18	振込手数料

区	分	金 額	未 払 先	発生年月日	精算年月日	備 考
専断事業		160,864,453				
	庁 費	160,864,453				
		157,140	佐藤栄子	9. 3. 31	9. 4. 2	賃金 3月分
		146,610	関 康夫	9. 3. 31	9. 4. 2	賃金 3月分
		76,320	叶 俊寛	9. 3. 31	9. 4. 2	賃金 3月分
		39,100	小田原寛子	9. 3. 31	9. 4. 2	賃金 3月分
		2,520	調、大和、第一、さくら銀行	"	"	上記振込手数料
		484,100	(株) 国際印刷出版	9. 3. 31	9. 4. 2	大阪集会報告書印刷
		630	大阪銀行	"	"	振込手数料
		24,600	アナリン	9. 3. 31	9. 4. 3	賃金 3月分
		8,750	佐藤栄子	9. 3. 31	9. 4. 4	賃金(超勤) 3月分
		45,580	浅野豊美	9. 3. 31	9. 4. 7	賃金 2月分
		630	富士銀行	"	"	振込手数料
		46,350	(株) ビジネスサービス	9. 3. 31	9. 4. 7	広報メール印刷
		630	東京三菱銀行	"	"	振込手数料
		132,445,104	(株) 電通	9. 3. 31	9. 4. 7	新聞広告料
		420	三和銀行	"	"	振込手数料
		10,456,830	(財) 日本広報センター	9. 3. 31	9. 4. 7	ビデオ制作(基金の経)
		630	住友銀行	"	"	振込手数料

区	分	金 額	未 払 先	発生年月日	精算年月日	備 考
		9,892,429	(社)時事画報社	9, 3, 31	9, 4, 7	写真集(註055)
		630	さくら銀行	"	"	振込手数料
		360,000	鈴木昭彦	9, 3, 31	9, 4, 7	翻訳料
		630	住友銀行	"	"	振込手数料
		6,674,400	(株)龍溪書舎	9, 3 31	9, 4, 9	総合調査資料 全3巻
		420	三和銀行	"	"	振込手数料

預 り 金 明 細 表

9

(平成8年4月1日から平成9年3月31日まで)

(単位;円)

科 目	期 首 残 高	当期増加額	当期減少額	期 末 残 高	備 考
預 り 金					
同庫預り金(新)					
社会保険料預り金	0	113,391	0	113,391	雇用保険
所得税預り金	0	69,070	0	69,070	理事会、運営審議会等
合 計	0	182,461	0	182,461	

2969146

2969146

基本財産収入明細書

10

(平成8年4月1日から平成9年3月31日まで)

平成8年度

(単位:円)

科 目	内 訳	金 額	入金年月日	備 考
基本財産収入	平成8年度	1,000,000	8. 4. 18	
		2,000,000	4. 18	
		2,000,000	4. 30	
		2,000,000	9. 3	
		174,602		受取利息
	(小 計)	(7,174,602)		
	平成7年度	31,000,000		
		2,604		受取利息
	(小 計)	(31,002,604)		
平成7年度、8年度合計		(38,177,206)		

寄 附 金 収 支 明 細 表

11

(平成8年4月1日から平成9年3月31日まで)

平成8年度

(単位：円)

科 目	収 入 内 訳	利 息 収 入	収入合計 (A)	償い金支出 (B)	差引計 (A - B)
寄 附 金 収 入	前期繰越金	219,794,446	0	219,794,446	(預金 289,888,858)
	4 月 分	1,075,630	0	1,075,630	(預金 100,718,745)
	5 月 分	10,495,902	0	10,495,902	(郵便 5,278,082)
	6 月 分	78,838,935	0	78,838,935	(計 395,885,685)
	7 月 分	6,646,704	0	6,646,704	
	8 月 分	15,633,105	114,290	15,747,395	74927 4
	9 月 分	44,765,544	0	44,765,544	74927 1
	10 月 分	10,122,143	0	10,122,143	
	11 月 分	37,098,968	0	37,098,968	74927 1
	12 月 分	1,460,392	0	1,460,392	74927 2
	1 月 分	179,464	0	179,464	74927 1 韓国 7
	2 月 分	143,800	186,880	330,680	
	3 月 分	51,400	0	51,400	74927 2
	郵便振替口	5,278,082	0	5,278,082	
合 計	431,584,515	301,170	431,885,685	36,000,000	395,885,685

国庫補助金収入明細表

12

平成8年度

(単位:円)

科 目	内 訳	金 額	入金年月日	備 考
国庫補助金収入(総理府)	4 月 分	7,038,000	8. 5.29	
	5、6月分	39,210,000	6.11	
	7 月 分	102,024,000	7.22	
	8 月 分	54,729,000	8.22	
	9 10 月分	92,723,000	10.14	
	11 月 分	20,611,000	11.14	
	12 月 分	85,583,000	12.20	
	1 月 分	6,430,000	9. 1.23	
	2 月 分	6,924,000	2.24	
	3 月 分	2,190,000	3.31	
合 計		417,462,000		

国庫補助金支出明細表

13

平成8年度

(単位：円)

科 目	内 訳	支出金額 (A)	郵政省関係	支出金額 (B)	合計 (A + B)
事業費					
女性名誉尊厳事業		285,511,566		1,097,000	286,608,566
	補助事業	31,411,000		0	31,411,000
	委託事業	11,401,400		0	11,401,400
	啓発事業等	242,699,166	啓発事業等	1,097,000	243,796,166
管理費		122,471,342		0	122,471,342
	人件費	40,728,207		0	40,728,207
	事務費	81,743,135		0	81,743,135
固定資産取得		6,129,600		903,000	7,032,600
	什器備品購入	5,984,000	什器備品購入	903,000	6,887,000
	電話加入権購入	145,600		0	145,600
退職給与引当		3,349,492		0	3,349,492
合 計		417,462,000		2,000,000	419,462,000

国庫拠出金収支明細表

14

(平成8年4月1日から平成9年3月31日まで)

平成8年度

(単位:円)

科 目	収 入 金 額	支 出 金 額	年 月 日	備 考
国庫拠出金 (外務省)	145,500,000		8.11.21	拠出金収入
		28,427	11.28	印鑑、ゴム印 (立替払)
		16,160,000	9. 1.17	アジアとの対話を進める会
		4,500	1.20	〃 外為手数料
		3,000	1.23	〃 外為組戻手数料
		173,390	2. 3	〃 外為組戻収入
		9,780,001	2. 5	フィリピン医療福祉援助金
		4,000	2. 5	〃 外為手数料
		33,009	2.17	受取利息収入
		7,872	3.13	受取利息収入
		33,907	3.24	印鑑、ゴム印 (立替払)
		489,690,000	3.27	拠出金収入
		1,820,001	3.27	フィリピン医療福祉援助金
		4,000	3.27	〃 外為手数料
		10,284,309	3.28	アジアとの対話をすすめる会
合 計	収入 635,404,271	支出 38,122,145	差額 597,282,126	

雑 収 入 明 細 表

15

(平成8年4月1日から平成9年3月31日まで)

平成8年度

(単位:円)

科 目	内 訳	金 額	入金年月日	備 考
郵 政 省 関 係				
お 年 玉		1,000,000	8, 6, 24	
ボランティア		1,500,000	9, 26	
		156,000	9, 2, 13	
合 計		2,656,000		